

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月12日
【四半期会計期間】	第57期第3四半期（自平成29年9月1日至平成29年11月30日）
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第3四半期連結 累計期間	第57期 第3四半期連結 累計期間	第56期
会計期間	自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日	自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日
売上高 (百万円)	380,757	381,235	512,645
経常利益 (百万円)	11,431	10,857	16,471
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	8,209	7,029	10,493
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	8,688	7,153	10,830
純資産額 (百万円)	124,718	130,611	126,859
総資産額 (百万円)	208,921	216,183	205,313
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	147.71	126.74	188.80
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	59.7	60.4	61.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	14,972	15,165	16,257
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,674	8,379	7,560
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,900	1,044	4,509
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	37,421	41,951	36,209

回次	第56期 第3四半期連結 会計期間	第57期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	42.30	35.85

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日）におけるわが国経済は、企業業績の改善が進み、緩やかな景気回復基調が続いているものの、国内外の政治情勢の変動や地政学リスクの高まりなどを受け、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主力事業である食品小売業界におきましては、消費者の節約志向が継続していることによる価格競争の激化に加え、人手不足の問題や、人件費の増加など、経営環境は厳しさを増してまいりました。

このような状況の中、当社グループは「全員参加経営 システム統合を軸に 地域創成の中心核となり WINの6乗を推進する」を年頭方針として掲げ、様々な事業環境の変化に対応しながら、地域シェアの拡大と企業価値の向上に努めてまいりました。

今期の最重要課題でありますシステム統合基盤構築プロジェクトにつきましては、既存システムの延長線上ということではなく、新たな業界標準たりうるシステムプラットフォームを構築すべく邁進しております。新業務に対する従業員への教育・訓練や、お取引先様との事前準備などに十分な時間を確保し、平成30年9月までに万全の状態での稼働できるよう、引き続きグループ全社を挙げて推進して参ります。

また、過去にとらわれない業務改革及び組織改革の断行を目指したトランスフォーメーション計画につきましては、具体的な施策である商流改革及び物流改革、後方業務の集約など、定量的な効果を生み出すべく、新たな業務体制構築に注力しております。その他、グループシナジーを追求する取り組みとして、アークス商品調達プロジェクトにおきまして、グループ統一で取り組む商品企画の拡大を、また店舗運営情報共有会におきましては、生産性向上や粗利益率向上に向けた情報共有及び具体的事例のグループ内への横展開などを図ってまいりました。

営業面につきましては、周年事業にかかわる販促面の強化や、顧客の生活防衛意識に対応した販促企画の継続、物流面では製造能力の拡充及び商品提案力の強化を図るべく、デリカセンターの新・増設を実施してまいりました。

グループ共通のポイントカードであるアークスRARAカードにつきましては、グループ内店舗へのカード展開がほぼ完了したことや、従来から実施している新規会員獲得キャンペーンなどにより、当第3四半期連結会計期間末の総会員数は、前年同期末に対し15万人増の287万人となりました。

店舗展開におきましては、新規出店として平成29年4月に「ダ*マルシェ沼田店」（運営会社㈱道北アークス）、平成29年7月には「ユニバース十和田西店」（運営会社㈱ユニバース）を開店した他、平成29年11月には「ビッグハウス東光店」（運営会社㈱道北アークス）を「スーパーアークス東光」として建替増床オープンいたしました。既存店につきましては、㈱ラルズが商品力・販売力の強化を目的として「スーパーチェーンシガ」の5店舗を改装し、うち4店舗を「ラルズマート」へ、1店舗を「スーパーアークス」へ業態変更した他、「ぴあざつくハラ札内店」（運営会社㈱福原）、「ビッグハウス アイスアリーナ前店」（運営会社㈱ベルジョイス）など、業態変更を含む17店舗の改装を実施いたしました。一方で、3店舗を閉鎖した結果、当第3四半期連結会計期間末における当社グループの総店舗数は337店舗となりました。

以上の取り組みの結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高3,812億35百万円（対前年同期比0.1%増）と新店効果などにより増収を確保できましたが、人件費や租税公課を中心とした販管費が増加したことなどにより、営業利益97億65百万円（対前年同期比4.4%減）、経常利益108億57百万円（対前年同期比5.0%減）となりました。親会社株主に帰属する四半期純利益につきましては、前年同期は㈱ベルジョイスの繰延税金資産の回収可能性の見直しなどにより法人税等の負担が減少しましたが、当期は法人税等負担率が33.9%（対前年同期比8.7ポイント増）と平常化したことなどにより、70億29百万円（対前年同期比14.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して57億41百万円増加し、419億51百万円（対前年同期末比では45億30百万円の増加）となりました。当第3四半期連結累計期間における連結キャッシュ・フローの各々の状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益106億37百万円、減価償却費47億20百万円、仕入債務の増加額36億12百万円、及び法人税等の支払額45億74百万円などにより、151億65百万円の収入（対前年同期比では1億93百万円の収入増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、新規出店や店舗改装に伴う有形固定資産の取得による支出53億3百万円、及びシステム関連投資に伴う無形固定資産の純増加額35億63百万円などにより、83億79百万円の支出（対前年同期比では27億4百万円の支出増加）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金及び長期借入金の純増加額29億38百万円、配当金の支払額26億30百万円、及び自己株式の取得による支出7億37百万円などにより、10億44百万円の支出（対前年同期比では28億55百万円の支出減少）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付等及びこれに類似する行為があった場合においても、これを一概に否定するものではなく、大規模な買付行為や買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付等を意図する者が現れた場合は、当該買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成20年3月17日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決議し、平成29年5月23日開催の第56期定時株主総会において、継続することが承認されております。

（以下「本プラン」といいます。）

その概要は以下のとおりです。

a. 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主評価期間をあわせた期間が経過した後大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講ずることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報のごく一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応ずるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

d. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間として最長60日間の株主検討期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

e. 本プランの有効期間等

本プランは、株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成32年5月31日までに開催予定の当社第59期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、株主総会において継続が承認され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

本プランの合理性について

本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、株主意を反映するものであること、独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと等、株式会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成30年1月12日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	56,650,468	56,650,468	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	56,650,468	56,650,468	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成29年9月1日～ 平成29年11月30日	-	56,650,468	-	20,000	-	32,741

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年11月30日現在

区 分	株式数（株）	議決権の数（個）	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 1,370,200 (相互保有株式) 普通株式 3,800	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 55,120,900	551,209	-
単元未満株式	普通株式 155,568	-	-
発行済株式総数	56,650,468	-	-
総株主の議決権	-	551,209	-

(注)「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式5,900株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数59個が含まれております。

【自己株式等】

平成29年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数 の合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
(自己保有株式) 株)アークス	北海道札幌市中央区南十 三条西十一丁目2番32号	1,370,200	-	1,370,200	2.41
(相互保有株式) 株)北海道シジシー	北海道札幌市豊平区平岸 三条七丁目9番6号	3,800	-	3,800	0.01
計	-	1,374,000	-	1,374,000	2.42

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	36,255	42,047
売掛金	2,836	3,437
たな卸資産	13,996	15,789
未収入金	4,429	3,641
繰延税金資産	1,147	1,147
その他	2,332	2,402
貸倒引当金	25	48
流動資産合計	60,973	68,417
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	41,208	42,186
土地	67,909	67,746
リース資産(純額)	6,448	5,901
その他(純額)	4,345	4,847
有形固定資産合計	119,912	120,681
無形固定資産		
のれん	290	186
ソフトウェア	442	445
ソフトウェア仮勘定	1,436	4,822
その他	412	401
無形固定資産合計	2,581	5,856
投資その他の資産		
投資有価証券	3,781	3,622
敷金及び保証金	12,273	11,899
繰延税金資産	4,381	4,319
その他	1,670	1,614
貸倒引当金	260	228
投資その他の資産合計	21,846	21,228
固定資産合計	144,340	147,766
資産合計	205,313	216,183

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,706	30,319
短期借入金	3,976	5,197
リース債務	1,330	1,296
未払金	5,742	6,481
未払費用	2,528	2,726
未払法人税等	2,426	1,632
未払消費税等	1,356	788
賞与引当金	2,193	3,534
ポイント引当金	2,976	3,489
その他	1,627	1,950
流動負債合計	50,865	57,415
固定負債		
長期借入金	6,106	7,824
リース債務	6,325	5,739
退職給付に係る負債	5,596	5,189
役員退職慰労引当金	1,113	1,134
長期預り保証金	5,110	4,910
資産除去債務	3,056	3,103
その他	279	255
固定負債合計	27,588	28,157
負債合計	78,453	85,572
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
資本剰余金	23,602	23,602
利益剰余金	86,355	90,724
自己株式	2,258	2,995
株主資本合計	127,700	131,331
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	496	409
退職給付に係る調整累計額	1,414	1,205
その他の包括利益累計額合計	917	795
非支配株主持分	76	75
純資産合計	126,859	130,611
負債純資産合計	205,313	216,183

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)
売上高	380,757	381,235
売上原価	287,836	287,469
売上総利益	92,920	93,765
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	3,924	3,771
店舗賃借料	5,491	5,278
ポイント引当金繰入額	4,566	4,661
給料及び手当	32,143	32,705
賞与引当金繰入額	3,897	3,948
退職給付費用	1,135	947
水道光熱費	6,196	6,270
租税公課	1,796	2,075
減価償却費	4,641	4,720
その他	18,909	19,622
販売費及び一般管理費合計	82,701	84,000
営業利益	10,219	9,765
営業外収益		
受取利息	55	50
受取配当金	45	44
業務受託料	398	409
その他	926	760
営業外収益合計	1,426	1,265
営業外費用		
支払利息	145	127
その他	69	45
営業外費用合計	214	173
経常利益	11,431	10,857
特別利益		
固定資産売却益	0	109
資産除去債務戻入益	15	4
その他	13	17
特別利益合計	28	130
特別損失		
固定資産除売却損	49	95
店舗閉鎖損失	17	3
減損損失	189	208
事業譲渡損	37	-
貸倒引当金繰入額	39	23
その他	140	18
特別損失合計	474	350
税金等調整前四半期純利益	10,985	10,637
法人税等	2,772	3,604
四半期純利益	8,213	7,032
非支配株主に帰属する四半期純利益	3	2
親会社株主に帰属する四半期純利益	8,209	7,029

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)
四半期純利益	8,213	7,032
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	203	87
退職給付に係る調整額	272	209
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	475	121
四半期包括利益	8,688	7,153
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,685	7,151
非支配株主に係る四半期包括利益	3	2

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	10,985	10,637
減価償却費	4,641	4,720
減損損失	189	208
受取利息及び受取配当金	101	95
支払利息	145	127
賞与引当金の増減額(は減少)	1,231	1,340
ポイント引当金の増減額(は減少)	795	512
売上債権の増減額(は増加)	57	601
たな卸資産の増減額(は増加)	1,288	1,793
仕入債務の増減額(は減少)	2,491	3,612
未払消費税等の増減額(は減少)	185	568
その他	2,504	1,677
小計	21,353	19,779
利息及び配当金の受取額	95	80
利息の支払額	131	118
法人税等の支払額	6,344	4,574
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,972	15,165
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,288	5,303
有形固定資産の売却による収入	210	383
無形固定資産の純増減額(は増加)	627	3,563
差入保証金の差入による支出	62	29
差入保証金の回収による収入	626	695
預り保証金の返還による支出	305	143
預り保証金の受入による収入	65	53
定期預金の預入による支出	408	50
定期預金の払戻による収入	1,217	-
その他	103	421
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,674	8,379
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,080	1,030
長期借入れによる収入	3,600	3,000
長期借入金の返済による支出	3,256	1,091
自己株式の取得による支出	0	737
配当金の支払額	2,310	2,630
その他	852	615
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,900	1,044
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,397	5,741
現金及び現金同等物の期首残高	32,023	36,209
現金及び現金同等物の四半期末残高	37,421	41,951

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めていた「ソフトウェア仮勘定」は金額的重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、無形固定資産の「その他」に表示していた1,848百万円は、「ソフトウェア仮勘定」1,436百万円、「その他」412百万円として組替えております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)
現金及び預金	37,517百万円	42,047百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	96 "	96 "
現金及び現金同等物	37,421百万円	41,951百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	1,167	21	平成28年2月29日	平成28年5月27日	利益剰余金
平成28年10月14日 取締役会	普通株式	1,167	21	平成28年8月31日	平成28年11月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

・当第3四半期連結累計期間（自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月23日 定時株主総会	普通株式	1,389	25	平成29年2月28日	平成29年5月24日	利益剰余金
平成29年10月12日 取締役会	普通株式	1,271	23	平成29年8月31日	平成29年11月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- ・前第3四半期連結累計期間（自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日）
当社グループは、小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- ・当第3四半期連結累計期間（自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日）
当社グループは、小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	147円71銭	126円74銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	8,209	7,029
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(百万円)	8,209	7,029
普通株式の期中平均株式数(株)	55,579,314	55,467,396

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

- (1) 平成29年10月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。
 - (イ) 配当金の総額 1,271百万円
 - (ロ) 1株当たりの金額 23円00銭
 - (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成29年11月6日
- (注) 平成29年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 1月12日

株式会社アークス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石若 保志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 公一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。